

議案第126号

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 区長等の給料の額及び期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の190」を「、6月に支給する場合には100分の190、12月に支給する場合には100分の200」に改める。

別表第1区長の項中「1,050,100円」を「1,053,200円」に改め、同表副区長の項中「808,300円」を「810,700円」に改める。

第2条 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、6月に支給する場合には100分の190、12月に支給する場合には100分の200」を「100分の195」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条及び次項から第4項までの規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（別表第1の改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の世田谷区長等の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区長等の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（世田谷区長に係る特例措置）

- 3 適用日から令和6年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の別表第1区長の項の規定の適用については、同項中「1,053,200円」とあるのは、「1,050,100円」とする。
- 4 令和5年12月に支給する世田谷区長の期末手当についての第1条の規定による改正後の第4条第3項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合には100分の190、12月に支給する場合には100分の200」とあるのは、「100分の190」とする。